

気仙沼・本吉地域広域行政事務組合火災予防条例を一部改正しました。

平成25年8月に京都府で発生した福知山花火大会火災を踏まえ、対象火気器具等の取扱いに関する規定整備のほか、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しを主催する者に対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務の計画の作成等を義務付けることを内容とした条例改正を行いました。

改正内容

1 対象火気器具等の取扱い基準

対象火気器具等（※1）を祭礼、縁日、花火大会、展示会、その他多数の者の集合する催し（※2）に際して使用する場合に消火器を準備した上で使用しなければなりません。

※1 「対象火気器具等」とは

火を使用する器具で、気体燃料、液体燃料、固体燃料を使用し、又は電気を熱源とする器具をいいます。

（例）ガスコンロ、卓上コンロ、発電機、石油ストーブ、炭火グリル 他

※2 「その他多数の者の集合する催し」とは

一時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しであって、一定の社会的広がりを持つものを指します。したがって、集合する者の範囲が個人的つながりに留まる場合等には対象外となります。詳しくはお近くの消防署へお問い合わせ下さい。

2 対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合の届出

祭礼、縁日、花火大会、展示会、その他多数の者の集合する催しに際して対象火気器具等を使用する露店等を開設する者は、「露店等の開設届出書」を所轄の消防署長に届け出なければなりません。

3 屋外での催しに係る防火管理

消防署長は、祭礼、縁日、花火大会等の催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件（※）に該当するもので、火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、「指定催し」として指定し、催しを主催する者の責任と役割を明確化し、必要な防火管理体制の構築を義務付けるものです。

※ 「大規模なものとして消防長が定める要件」とは

- ① 1日あたりおおむね10万人以上の人出が予測されること。
- ② 主催する者が出店を認める露店、屋台その他これらに類するものの数がおおむね100店舗以上であること。
- ③ 消防本部管内で催される催し物であること。

ア 「指定催し」を主催する者は、速やかに防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、その業務を行わなければなりません。

イ 業務内容

防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること

対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること

対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店等及び客席の火災予防上安全な配置に関すること

対象火気器具等に対する消火準備に関すること

火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること

その他火災予防上必要な業務に関すること

ウ 主催者は、「火災予防上必要な業務に関する計画」を、催しを開催する日の14日前までに、所轄消防署長に提出しなければなりません。

エ 火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者は、30万円以下の罰金に処されることになりました。

届出様式

対象火気器具等を使用する露店等の開設、屋外での大規模な催しとして指定され、火災予防上必要な計画を提出する際の届出様式です。

- ・露店等の開設届出書
- ・火災予防上必要な業務の計画書

安心・安全な催しにするために

催しの主催者及び関係者の皆さんは、条例の規制対象外であっても、対象火気器具等を使用する催しを開催する場合は、消火器の準備をお願いします。

なお、詳しくはお近くの消防署、分署、出張所にお問い合わせ下さい。